

★三共ニュース★

第270号

【皆様へ感謝】

(株)三共テクニカおかげさまで創業63年！(株)三共ハウステックおかげさまで創業33年！
豊中市、三田市を中心に地元密着を大切に末永くお付き合いさせていただきたいと考えておりますので引き続き何卒よろしくお願ひ申し上げます。

部分 改修工事



【JA 大阪北部 歌垣会館部分改修工事】

和栗の王様「銀寄(ぎんよせ)栗」発祥の母樹園の向かいに所在する会館で、地元の方々が収穫した産物の調理やイベント開催に使用、利用者の利便性を考え改修を行います！

所在	大阪府豊能郡能勢町倉垣
構造	RC造 地上2階・地下1階建て
改修箇所	1階…トイレ、2階…村づくりボックス室 地下…トイレ／創作研究室、屋上



三共キャラクター

【サン太とミミ】

創業60年を超え、オーナー様には弊社へ更なる親しみを、また多くの方に三共を知っていただくために、不動産の神様である「産土大神」「大地主大神」「埴山姫大神」など氏神様をモチーフとしたキャラクターが誕生しました！デザインは企業ロゴも手掛けていただいた著名な現代美術作家。今後の弊社広報はサン太とミミが活躍します！

管理の豆知識



借主死亡における相続人への請求は？

【質問】

独居の居住用建物の借主が死亡したことから借主の相続人に連絡したが「縁を切った」と言っても何も対応してくれないが、このような場合は借主の相続人に賃料の請求をしてもよいか。また、相続人の有無や所在がわからない場合は、どのように調査したらよいか。

【回答】

賃貸借契約の借主たる地位は借主の相続人に相続される(民法896条(包括継承))ことから、この場合は借主の相続人に賃料の請求をして、支払わなければ賃貸借契約を解除して建物の明渡しや未払賃料等の支払いを求めることとなる。また、相続人の有無や所在の調査は借主の戸籍や住民票で確認する。なお、賃貸借契約の貸主は賃貸借契約に関する権利の行使や義務の履行のために必要である場合は戸籍や住民票を管理する自治体にその写し等を請求することができる(住民基本台帳法第12条の3)

【管理物件求む！売買物件、リフォームもお任せください！】※ご相談・お見積り無料

日常清掃・巡回・空室管理・設備点検、家賃管理等、オーナー様ご自身で全てこなすのは大変ではありませんか？
弊社では各分野の専門業者に業務を委託。プロの力でお持ちの物件を全力でサポートいたします。